

No.3 東京都市計画用途地域

〔東京都決定〕

変更箇所	変更前	変更後	面積	摘要
練馬区関町北二丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 80㎡	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 75㎡	約0.1ha	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更並びに高さの限度の廃止
練馬区石神井台七丁目、関町北四丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 80㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 75㎡	約4.0ha	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更並びに高さの限度の廃止
練馬区関町北二丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 150% 敷地面積の最低限度 80㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75㎡	約2.5ha	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更
練馬区石神井台七丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75㎡	約4.0ha	用途及び容積率の変更
練馬区関町北二丁目、関町北四丁目及び関町東一丁目各地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75㎡	約0.8ha	容積率の変更
練馬区関町北一丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75㎡	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 —	約0.1ha	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに敷地面積の最低限度の廃止
練馬区関町北二丁目及び関町北四丁目各地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75㎡	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 400% 敷地面積の最低限度 —	約0.1ha	用途、建蔽率及び容積率の変更並びに敷地面積の最低限度の廃止

練馬区関町北四丁目地内	近隣商業地域		近隣商業地域		約0.6ha	容積率の変更
	建蔽率	80%	建蔽率	80%		
	容積率	300%	容積率	400%		
	敷地面積の最低限度	—	敷地面積の最低限度	—		
<p>「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>理由：武蔵関駅周辺地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。</p>						